

平成 2 3 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 4 年 2 月

京 都 市

平成 24 年 2 月
京 都 市

平成 23 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった 6 事業の対応方針は、別紙 1 のとおりすべて「事業継続」であり、引き続き事業の推進に努める。

事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は、別紙 2 のとおり「今後の事後評価、改善措置とも不要である」とする。

また、委員会で審議され「事業休止」となった事業を「事業再開」又は「事業中止」する場合は、委員会での再評価対象事業とする。

2 個別事業について

<再評価>

（１）街路事業 西小路通

本事業は、京都市西部地域の道路交通の円滑化と地域住民の生活環境の向上を図るため、四条通、三条通、御池通、丸太町通の東西主要幹線道路を南北に結ぶ補助幹線道路として、旧二条通から丸太町通までの間を整備するものである。

現道は幅員が狭く歩道が無いため、歩行者にとって安全で快適な生活環境が確保されていない状況である。

用地買収は完了に近づいており、今後は、引き続き埋蔵文化財調査及び工事に着手し、事業の早期完成に努める。

（２）街路事業　Ⅰ・Ⅲ・２５鴨川東岸線（第二工区）

本事業は、京都市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化を図るとともに、京都高速道路「阪神高速８号京都線」と市内中心部のアクセスを強化するため、鴨川左岸の出町柳から十条通までを南北に結ぶ主要幹線道路として、岸ノ上橋から松風橋までの間を整備するものである。

京都高速道路「阪神高速８号京都線」が平成２３年３月に全線開通し、市内中心部へのアクセス道路として、本路線の重要度も高まっている。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、更なる事業の進ちよくを図る。

（３）道路事業　一般国道１６２号（栗尾バイパス）

本事業は、京都市右京区京北及び南丹市美山町と京都市街を結ぶ重要なアクセス道路をバイパス整備することで、幅員狭小及び線形不良等を解消し、安全で快適な道路交通を確保するものである。

本事業に必要な用地は８割以上の買収を終え、平成２１年度から着工したトンネル工事も、平成２４年１月に貫通し、鋭意施工中である。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、更なる事業の進ちよくを図る。

（４）道路事業　城南宮道

本事業は、歩道の新設を伴う道路の拡幅整備を行うことにより、安全な歩行空間の確保と道路交通の円滑化を図るものである。

用地買収の交渉に時間を要していたが、先行取得した用地を含めると、本事業に必要な用地は、ほぼ確保できている状況である。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、先行取得した用地

の買戻しを行うとともに、工事着手することにより、更なる事業の進ちよくを図る。

（５）河川事業 七瀬川

本事業は、河道断面の拡大及び遊水地の整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、東高瀬川合流部から新門丈橋上流までの区間については、まちづくりの一環として二層式河川の整備を行い、下部は治水施設、上部はせせらぎ河川として、水と緑豊かな水辺空間を創出するものである。

平成２０年度に二層式河川区間が完成し、一定の事業効果は発現されているが、上中流部での宅地化の進行により、雨水の流出量が増加しているため、遊水地を早期に整備する必要がある。

今後も引き続き、遊水地の早期完成に向けて、残る用地買収を進め、更なる事業の進ちよくを図る。

（６）住宅地区改良事業 三条鴨東地区

本事業は、不良住宅を除却し、改良住宅の建設を行うとともに、公共施設等の整備を行うことで、住環境の改善を図るものである。

従前居住者の受け皿となる改良住宅の整備が、平成２２年度に完了し、残る不良住宅の除却が進ちよくする見込みである。

今後も引き続き、事業の早期完了に向けて、残る不良住宅の除却を進め、駐車場や公共施設等の整備に取組み、更なる事業の進ちよくを図る。

<事後評価>

（１）街路事業 葛野西通

本事業は、京都市西部地域に位置する補助幹線道路であり、本事業区間を整備することにより、周辺地域の安全で円滑な道路交通を確保できるとともに、スポーツ振興の中心である西京極総合運動公園へのアクセスも向上し、市民の健康的な都市生活の向上

に寄与するものである。

本事業により、阪急西京極駅や西京極総合運動公園へのアクセスが向上するとともに、周辺道路の交通量が減少するなど、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（２）街路事業 大原通

本事業は、歩道と十分な幅員を確保した車道を整備することにより、市内東北部と八瀬、大原地区を結ぶ幹線道路の安全で円滑な道路交通の確保を図るものである。

本事業により、歩道と車道が分離したことで、歩行者や自転車の利用者にとって、安全で快適な道路空間が確保され、混雑時の平均旅行速度が向上するなど、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

平成 2 3 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	補 単 ※	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針
街 路 事 業	1	補	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11m	H4	③	20	「事業継続」
	2	補	I・Ⅲ・25 鴨川東岸線 (第二工区)	延長 L=715m 幅員 W=21.0m~30.6m	H9	③	15	「事業継続」
道 路 事 業	3	補	一般国道 162 号 (栗尾バイパス)	延長 L=4,300m 幅員 W=9.75m	H19	④	5	「事業継続」
	4	単	城南宮道	延長 L=280m 幅員 W=12m	H10	④	14	「事業継続」
河 川 事 業	5	補	七瀬川	延長 L=1,095m 幅員 W=10.80m ~15.70m	H4	③	20	「事業継続」
改 住 良 宅 事 業 区	6	補	三条鴨東地区	面積 A=1.26ha	H11	④	13	「事業継続」

※「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

平成 2 3 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内の事業
 ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	補※ 単	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	完 了 年 度	対 応 方 針
街 路 事 業	1	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16m	H2	①	H22	「今後の事後評価，改善措置とも不要」
	2	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12m	S59	①	H21	「今後の事後評価，改善措置とも不要」

※「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。
- (9) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業

(4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- (2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において，都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し，精算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路，街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点